

お客さま 各位

## 外国送金取引をされるお客さまへのお願い

平素より千葉興業銀行をご愛顧いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、当行では、近年のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止に向けた国際的な取り組みの強化をふまえ、お客さまとの外国送金取引（仕向・被仕向）に際して、お取引内容のご説明や確認資料のご提出をお願いしております。

なお、当行からの依頼にご対応いただけない場合や、ご確認の内容によっては、当行の判断により外国送金の受付や海外からの送金の受け入れをお断りすることがあります。また、追加の確認等のため、通常よりお手続きのお時間をいただく場合がありますことを予めご了承願います。

お客さまにはご不便・ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力のほど、お願い申し上げます。

記

### 当行で以下の取引はお取り扱いできません。

1. 現金（ご持参された現金のほか、ご依頼日直前の入金・振込も含みます）による外国送金の場合
2. 日本の「外国為替および外国貿易法」等に基づく規制、米国の財務省外国資産管理室（OFAC）による規制（OFAC規制）等に抵触する、または抵触する恐れがある場合（※）
3. 受取人、受取人の実質的支配者、支払銀行が経済制裁対象者に該当する場合
4. ご説明やご提示いただいた資料で適法性等が確認できない場合
5. その他、法令や公序良俗に反する行為に基づく場合 等

#### **※ OFAC 規制等の理由により当行でお取り扱いできない取引（2023年10月現在）**

- ① お取引の当事者（注）の所在地・関係国・関係地等に、北朝鮮、イラン、シリア、キューバ、ベネズエラ、クリミア地域（クリミア自治共和国およびセヴァストポリ）、ロシア、ベラルーシ、ミャンマーが含まれている場合
- ② 米国政府により特定されている、テロリスト、麻薬取引者、大量破壊兵器取引者、多国籍犯罪組織などの関与するお取引

（注）…お取引の当事者とは送金人、受取人、輸入者、輸出者、荷受人、取引に関与する銀行・船会社・航空会社・輸送船・航空機・荷揚/積荷業者、ターミナルや埠頭の所有者・運営者（運営会社）等を指します。また、関係地とは、原産地、船積地、荷揚地、仕向地、船籍等を指します

### 送金原資を確認させていただきます。

当行に開設された預金口座の取引履歴から送金原資が確認できない場合（他の金融機関から送金原資を振込した場合など）は、売上金・給与等が入金されている他行通帳の写しなど、その正当性が確認できる資料のご提示をお願いします。

## ご送金目的やお取引内容等に関する確認資料のご提出をお願いします。

1. 外国送金取引（仕向・被仕向）で、送金人、受取人、銀行等の所在地が【表1】中国東北3省に該当する場合、北朝鮮と関係がないことを確認させていただきます。「売買契約書」「インボイス」「船荷証券」等をご提示ください。

【表1】

遼寧省 (Liaoning)	吉林省 (Jilin)	黒竜江省 (Heilongjiang)
瀋陽市 (Shenyang)	長春市 (Changchun)	ハルビン市 (Harbin)
大連市 (Dalian)	白城市 (Baicheng)	大慶市 (Daqing)
鞍山市 (Anshan)	白山市 (Baishan)	鶴崗市 (Hegang)
本溪市 (Benxi)	吉林市 (Jilin)	黒河市 (Heihe)
朝陽市 (Chaoyang)	遼源市 (Liaoyuan)	ジャムス市 (Jiamusi)
丹東市 (Dandong)	四平市 (Siping)	鶏西市 (Jixi)
撫順市 (Fushun)	松原市 (Songyuan)	牡丹江市 (Mudanjiang)
阜新市 (Fuxin)	通化市 (Tonghua)	チチハル市 (Qiqihar)
葫蘆島市 (Huludao)	延辺朝鮮族自治州 (Yanbian)	七台河市 (Qitaihe)
錦州市 (Jinzhou)	延吉市 (Yanji)	双鴨山市 (Shuangyashan)
遼陽市 (Liaoyang)	図們市 (Tumen)	綏化市 (Suihua)
盤錦市 (Panjin)	竜井市 (Longjing)	伊春市 (Yichun)
鉄嶺市 (Tieling)	琿春市 (Hunchun)	大興安嶺地区 (Daxinganling)
営口市 (Yingkou)	和竜市 (Helong)	漠河市 (Mohe)
	敦化市 (Dunhua)	呼瑪県 (Huma)
	汪清県 (Wangqing)	塔河県 (Tahe)
	安図県 (Antu)	ジャグダチ区 (Jiagedaqi)
		松嶺区 (Songling)
		新林区 (Xinlin)
		呼中区 (Huzhong)

2. 外国送金取引（仕向）で、送金目的（商品）が【表2】北朝鮮特産品16品目に該当する場合、当行にて原産地および船積地（都市名）の確認をさせていただきます。送金指定日までに「原産地証明書」「売買契約書」「インボイス」「船荷証券」等、原産地および船積地（都市名）が確認できる資料をご提示ください。

【表2】

北朝鮮特産品 16 品目			
あさり	まつたけ	ずわいがに	けがに
うに	うにの調整品	なまこの調整品	たこ
はまぐり	しじみ	赤貝	えび
ひらめ	かれい	あわび	さるとりいばらの葉

3. 外国送金取引（被仕向）で、中古車・中古車部品等の輸出または仲介貿易に係る決済の場合、「インボイス」「船荷証券」「輸出許可証」等をご提示ください。
4. 外国送金取引（被仕向）で、代金収納・代行集金、広告料、コンサルティング料、投資等の役務・資本取引に係る決済の場合、「契約書」等をご提示ください。
5. お取引の内容や状況により、追加の確認資料等のご提示や詳細なご説明をお願いすることがございます。確認資料・確認事項につきましては、【表3】をご参照ください。

【表3】

送金目的	確認資料・確認事項 の一例
貿易代金	原産地証明書、インボイス、船荷証券 等
生活費・仕送り	お客さまと送金人または受取人の関係性、 送金人または受取人の家族構成、今後のお取引予定 等
学費	授業料の請求書、入学・在学の状況を確認できる資料 等
医療費	医療費の請求書、入院・通院の状況を確認できる資料 等
宿泊費・渡航費	ホテルの請求書、旅行の工程を確認できる資料 等
投資	投資内容を確認できる契約書 等
不動産購入	不動産売買契約書 等
自己口座への振替	通帳、口座の内容を確認できる資料 等

以 上